

香取広域市町村圏事務組合出動規程施行細則

平成25年 3月29日

訓令第 6号

この訓令は、香取広域市町村圏事務組合出動規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第23号）の施行に関し同規程第7条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

- 1 千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）による応援出動隊については、発生地状況等により原則として消防長が指示する。なお、相互応援協定以外の地域からの応援要請があった場合も同様とする。
- 2 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会を構成する市町村及び一部事務組合の地域内の応援出動については、ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書及び隣接市町村等応援実施要綱（平成25年3月29日24千消協第184号）に基づき出動する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。